

「留学生10万人計画」以後の日本語教育

丸山 敬介

【キーワード】 「留学生10万人計画」, 教育養成期, 教育機関整備期, 再編成期

1. はじめに——本稿の目的と先行研究

国際交流基金の'93年の調査¹⁾によると, '79年から'93年の間に, 日本語教育機関の数は5.9倍, その教師数は5.1倍, 同じく学習者数は12.8倍の増加となっている。'90年の調査と比較しても, この3年間に機関の数は1.7倍, 教師数は1.6倍, 学習者数は1.7倍となっている。そうした模様をこの調査では, 「日本語教育が急激に盛んになっていることがわかる。(中略) '80年代以降になって日本語教育が盛んになったことがうかがえ²⁾」としている。ところが一方, '94年2月13日の東京新聞には, 「日本語学校に廃校の嵐」という見出しの記事がある。それによると, 日本国内の不況で就学生が減少したバブル時代に安易な日本語学校認定が行われた結果, '94年には日本語学校の閉校が相次ぎ, 同年3月にはその数が100校に上るようだという。

海外と国内との違いはあるものの, この落差・異なりは異様といってよかろう。そしてその落差・異なりとは, 昨今の日本語教育をとりまく環境, またそれによる日本語教育自体の変化の激しさの現れといっても過言ではあるまい。

国際交流基金の調査に示されている今日の日本語教育の隆盛ぶりは, '83年の「21世紀への留学生政策に関する提言」及び'84年の「21世紀への留学生政策の展開について」でうたわれた, 「西暦2000年には留学生を10万人に」の呼びかけを大きなきっかけとしている。それによって, 戦後初めて国策としての日本語教育が大きく打ち出されたのである。また, それによって, 一つの社会現象として日本語教育が認知され広がっていくのである。一方, 東京新聞に指摘された衰退ぶりは, 景気の後退・日本語教育行政のあり方をその背景に持つ。日本語教育とりわけ国内の学習者の内の実に

76.8%が在籍する³⁾民間の日本語教育機関は文部・外務・法務の各省の行政下におかれているが、こうした機関の運営は、その三省をとりまく内外の状況と国内経済・国際経済の動向に大きく影響される。バブル経済の破綻、未曾有の急激な円高、長期にわたる景気後退など'90年代初頭の日本経済は一時の勢いを失っているが、民間の日本語教育機関はそうした影響を入学者減という形でもろに受ける。

そこで、本論では、その時々⁴⁾の社会の動向を明確に反映する今日の国内の日本語教育を、前述「留学生10万人計画」を起点としその後現在に至るまで、主に行政との関わりにおいて通時的な観点から検討することを目的とする。

検討を始めるに当たって、今までになされた関連の研究をまとめておく。

今日の日本語教育を行政との関連で研究したものには、日本語教育学会編『日本語教育70号』があり、そこでは「日本語教育と社会」という特集を組んで言語政策などを取り上げている⁴⁾。また、同『63号』では日本語教育振興施策の一つとしての教員養成を取り上げている⁵⁾。さらに、「留学生10万人計画」の途中経過の実態を調査した総務庁行政監察局編『留学生10万人計画を目指して』がある。しかし、これらはいずれも本論の目的とする通史的なものではない。その他、資料となるものには、文部省の公報誌『文部時報』がある。ここには、各々の施策に関して、行政の立場からの報告がある。また、日本語教育学会編『日本語教育の概観』には、各種答申・提言・報告が抜粋で収録されている。さらに、ほぼ毎年刊行されている文化庁国語課編『国内の日本語教育機関の概要』には、機関数、学習者数、教員数などの統計的資料が掲載されている。

一方、アルク出版『月刊日本語』では折々の日本語教育関連事項で特集を組むことがある他、「日本語」「留学生」をキー・ワードに朝日・毎日・読売の3紙のデータベースから検索した「日本語・留学生ダイジェスト」、さらに日本語教育における話題を取材しまとめた「日本語教育界ニュース」の2コーナーがある。

本論ではこれらの論文・資料を材料に検討を進めていくが、「留学生10万人計画」以降の動きを次の3期に分けて考察を進めるものとする。

1. 「教員養成期」 一'83年の「留学生10万人計画」から'88年の第1回「日本語教育能力検定試験」実施まで
2. 「教育機関整備期」 一'88年の「日本語教育施設の運営に関する基準について」

から'90年の「日本語教育振興協会」財団化まで

3. 「再編成期」 — それ以降現在に至るまで

ただし、以上の時代区分はある事項・できごとによってはっきりと明確になされるものではなく、後述のように、多少の幅を持ったものであることを断っておく。

2. 教員養成期

1983 21世紀への留学生政策懇談会、「21世紀への留学生政策に関する提言」を内閣総理大臣及び文部大臣に報告。

1984 留学生問題調査・研究に関する協力者会議、「21世紀への留学生政策の展開について」を発表。

1985 日本語教育施策の推進に関する調査研究会、「日本語教員の養成等について」発表。

1986 民間機関における日本語教師養成講座開講相次ぐ。

1987 日本語教員検定制度に関する調査研究会、「日本語教員検定制度について」発表。

「日本語教育能力検定試験」試行試験実施。

1988 第1回「日本語教育能力検定試験」実施。

1991 「大学日本語教員養成課程研究協議会」発足。

今日の日本語教育の普及ぶりは、上記'83, '84の報告及び提言を端緒としているといっても過言ではない。'83年5月、東南アジア諸国を歴訪した中曽根首相（当時）は、各地で元在日留学生と懇談したが、その折、「『君たちの子どもをどこに留学させたいか』と聞くと、アメリカだ、イギリスだ、という答えが返ってきたという。そんなことで、日本の留学生政策の不備を痛感して帰国し、さっそく、留学生対策を考えねばならないということで、中曽根氏が文部大臣に指示を出した。そして留学生政策に関する小さな委員会ができ⁶⁾たのが、そもそもの発端である。もちろんそれに基づいた行政施策以外に、日本経済の国際的地位の向上によってもたらされた学習者の自然増もあったが、決定的な影響を与えたのはこれらによって示された「留学生10万人計画」であることは間違いない。この後、各地の国立大学に「留学生センター」が設けられるなどし計画は着々と実現されている⁷⁾が、実現に当たってまず着手された

のが教員の養成である。

その具体的な方策については、'85年の「日本語教員の養成等について」において基本計画が述べられている。それによると、西暦2000年には留学生その他で国内で日本語を学ぶ者計142,500人、それに必要な日本語教員計24,900人⁸⁾と試算し、その教員の確保のため、ア. 国立大学に養成学科を設けること、イ. 養成プログラムの内容・水準や期間などを明確にすること、ウ. 教員の資質・能力の向上に資するため検定制度を設ける必要のあること、の3点が述べられている。

以上は順次実現化され、まず'85年、アに基づいて、筑波大学及び東京外国語大学に日本語教員養成学科が新設された。その後、国立大学の養成学科は以下のように急速に整備されている。

- '85年 筑波大学 日本語・日本文化学類 (主専攻)
- 東京外国語大学 日本語学科 (主専攻)
- '86年 大阪大学 日本語学科 (主専攻)
- 広島大学 日本語教育学科 (主専攻)
- お茶の水大学 日本語教育基礎コース (副専攻)
- 横浜国立大学 日本語教育基礎コース (副専攻)
- '87年 大阪外国語大学 日本語学科 (主専攻)
- 愛知教育大学 総合科学課程 日本語教育コース (主専攻)
- '88年 東北大学 日本語学科 (主専攻)
- 東京学芸大学 国際文化教育課程 日本研究コース (副専攻)
- 京都教育大学 総合科学課程 言語文化コース (副専攻)
- 香川大学 総合科学課程 言語文化コース (副専攻)
- 名古屋大学大学院 文化研究科 日本言語文化専攻 博士課程 (前期)
- '89年 琉球大学 総合科学課程 日本語教育コース (主専攻)
- 静岡大学 教育学部総合教育課程 国際文化教育コース (副専攻)
- '90年 名古屋大学大学院 文化研究科 日本言語文化専攻 博士課程 (後期)
- 広島大学 日本語教育専攻 修士課程

また、イに基づいて、これら新設学科を除く一般の大学及び一般民間機関における日本語教員養成の標準的内容が明記された。

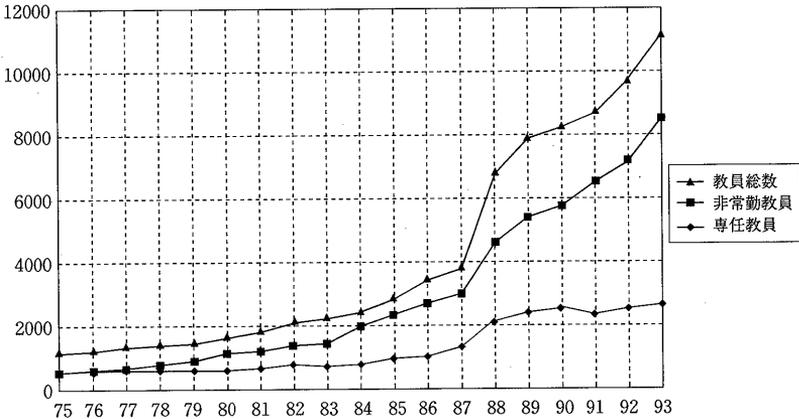
まず、①日本語の構造に関する体系的、具体的な知識、その他日本語に関する知識、②日本事情、③言語学的知識・能力、④日本語の教授に関する知識・能力の、教育すべき4つの領域とそれら各領域に求められる単位数・時間数を明確にした。そして大学学部においては、他の専門分野の教育と合わせて最低限必要な知識・能力を習得させることを目的とする「副専攻」及び日本語教員として必要な相当程度の知識・能力を習得させることを目的とする「主専攻」という二つの概念・そしてそれに基づいたプログラム案を設け、それぞれ26、45単位とした。これを受け、'87～'88年ごろには大学で主専攻・副専攻の開講が相次いだ⁹⁾。さらに、そうした大学の情報交換の場として、'91年11月、任意団体「大学日本語教員養成課程研究協議会」(大養協)が発足した。

また、民間の養成機関に対しても、副専攻をもとにそれに相当するものとして、同領域・計420時間という基準を明らかにした。これによって初めて民間機関における教員養成の指針が示され、既存の講座の整理統合・新規の講座開講が相次ぎ、'86年ごろから「教師養成ブーム」¹⁰⁾が出現した。

さらにウは、'87年の「日本語教員検定制度について」を経て、'88年第1回「日本語教育能力検定試験」実施という形で実現した。これは、「日本語教員の養成等について」における副専攻と同程度の内容・水準とし、試験範囲もそこに示された前記4領域を細分化したものである。そもそも「国際感覚と教養、豊かな人間性(中略)、検定は、これらの資質・能力のすべてについて審査するものではなく、日本語教育に関する知識能力が日本語教育の専門家として必要とされる水準に達しているかどうか」だけを審査するものであり、「日本語教員となるための資格を付与するものではない」(以上、「日本語教員検定制度のついて」より抜粋)はずであったが、後述のように、'88年に教員の資格をも含めた「日本語教育施設の運営に関する基準について」が発表され、さらにそれに沿って日本語教育振興協会が日本語教育機関の公的認定を行っていくに従って、'90年代初頭から次第に検定合格が日本語教師の免許同然になっていくことになる。

第1回「日本語教育能力検定試験」は、4,758人の受験者数を数え、19.7%の合格率である。この、5,000人の受験者・20%の合格率というのはその後回を重ねても大きな変動はない。この試験に関しては当初から論議があり、たとえば田中(1992)は、

グラフ1 日本語教員数の推移



「教師の画一化を助長する要因」となり、しかも「日本語そのものと言語学的な知識の項目数の比率が高く、一方、教育面は世界の外国語教育の現状から比較するとかなり遅れた内容で、質的にも量的にもアンバランスが生じている」¹¹⁾と述べている。『月刊日本語』編集部が民間の日本語教育機関・教員に対して行ったアンケート¹²⁾でも、試験に合格していたほうがよい・合格は待遇改善に有効だとする意見がある程度の割合を占めはするものの、その一方でその必要はない・特に有効だとは思えないという結果も出ている。さらに、海外在住の日本人の日本語教師に対するアンケートにおいては、アメリカ・オーストラリア・韓国などでおおむね否定的な評価が下されている。

しかしながら日本国内においては、開始後10年近く経ち、検定合格教師を擁することが日本語学校設置基準の一つとされるに及んで、日本語教育能力検定試験は、日本語教師全体の73%を占める¹³⁾民間機関で働く教師の間で周知徹底・合格必須とされているものになっていることは否めない。

以上のような経過を経て'93年現在、国内においては11,142人¹⁴⁾の日本語教員を数えるに至っている。その伸びは'87・'88年で大きくなっているが、その理由としては、「留学生10万人計画」が国策としてうたわれ日本語教育が広く社会的な認知を得たこと、'85年の「日本語教員の養成等について」を受けて開設された大学及び民間の教師養成講座からその修了生が出始めたことが考えられる。

けれどもその一方で、グラフ1に見られるように専任教員の数は'89年ごろから頭

打ちになっており、現場の指導は非常勤教員に負うところが極めて大きいといわざるを得ない状態になっている。これは大学・民間機関を問わず経営の引き締めを行っているからと考えられる。

しかしながら、長期的な運営・より活性化した教育現場ということを考えれば、専任教員を中心としたより安定的な教師集団の育成が不可欠である。そうした観点からみれば、養成した教員の社会的身分保障がさまざまな点から望まれる。

また、養成プログラムの内容についても、プログラム全体のコーディネート、それができる人材の育成、実習授業の充実といった課題¹⁰を抱えているが、それは'90年代の半ばの現在においても解決されたとはいえない。ことに、民間各機関のプログラムが「受験対策講座」化している今日、そうした観点に立ったプログラムの再検討が必要になっているといえよう。今後、国際交流基金やJ E Tプログラム (Japan Exchange and Teaching Program) などを中心に外国人教師の育成も行われていこうが、そうした際にもこうした課題が重要になってくるものと思われる。

3. 教育機関整備期

1986 「外国人受入機関協議会」発会。

1987 「全国日本語教育機関振興協会」発会。

1988 「上海事件」発生。

日本語学校の運営に関する調査研究協力者会議、「日本語教育施設の運営に関する基準について」発表。

1989 「日本語教育振興協会」設立。

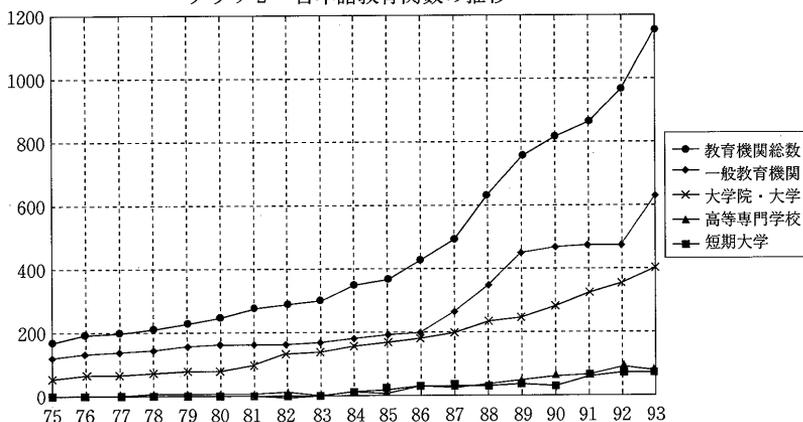
1990 「日本語教育振興協会」財団化。「外国人受入機関協議会」、「全国日本語教育機関振興協会」解散。

1993 日本語教育振興協会、'95年10月以降の新設日本語学校に対し認定基準厳格化、土地・建物の自己所有などを求めることに。

日振協発行の『日本語教育施設要覧』に、修了生の進学先を明記する欄が登場。日本語学校が進学予備校化するとの懸念も。

法務省・外務省・文部省・日振協の定例会議などで、日本語学校の優良校・非優良校の選別構想が話題に。

グラフ2 日本語教育関数の推移



グラフ2にみるように、教員同様、教育機関の方も'86~'87年ごろから徐々にその数を増している。ことにそれは大学院・大学及び一般教育機関において顕著であるが、国立の大学院・大学は「留学生10万人計画」を受けて留学センターなどを設置したことが大きい。私立大学の場合は、'93~'94年以降の18歳人口減少期を迎えるに当たって、その穴埋めとしての留学生獲得という意味合いもあったものと思われる¹⁷⁾。

一方、一般民間機関においては、この時期、従来からあった教育機関の他に、商社、予備校、人材派遣会社などが日本語学校設立に動いた。たとえば、機関急増期に当たる'88年度だけを取ってみても、4月—日商岩井・神戸製鋼など異業種5社、駿河台学園（予備校）、テンポラリーセンター（人材派遣）、9月—バイリンガル（語学学校）、10月—シンプル（コンピュータソフトウェア）、オリエントファイナンス（信販）、89年1月—ナガセ（学習塾）、2月—河合塾（予備校）などが日本語学校を開設している¹⁸⁾。そして、'90年には464機関を数え一つのピークを迎えている。

ところが、民間の教育機関が急増するに伴って、それに関連するトラブルも急増している。上記と同様、'88年度の日本語学校関連の事件の記録¹⁹⁾には、たとえば次のようなものがある。

'88/4 「日本語学校乱立、『出稼ぎ』受け皿に」の報道しきり。「身元引き受けのための形ばかりの日本語学校」（『日経産業』4/13）

7 日本語学校の幹部に、入国管理局OBの就任が目立つとして問題化。（『朝

日」7/3)

「Aアカデミー」(東京)で就学生が授業レベルが低いと壁新聞で訴える。

(読売 7/6)

- 10 京都市内の日本語学校で、マレーシア人就学生が「粗末な授業」などを理由に自主退学、大阪入管が調査に。(朝日10/18)

就学生の滞り条件の一つ「身元保証人」をめぐる、何かが他人の課税証明書や住民票を使って日本語学校で登録する事件が都内で明るみに。(2カ月間で8区11件)

- 11 ニセ身元保証人事件で、「B専門学校」(東京)理事長逮捕。

- 12 前総務部長が一人3~10万円の手数料を取りニセの在学証明書を発行したとして、「C日本語研究所」が東京入管から1年間の就学生受け入れ禁止処分を受けていたことが明るみに。

法務省、ニセ身元保証事件で「職員による悪質な文書偽造」と判断、「D学院」を不適格校²⁰⁾処分に。

- '89/1 上海市での騒ぎ²¹⁾に関連して法務省が23校を適格校取り消し処分としたが、東京都内の学校では、校長に事実関係を質したり市民運動が起きたりまたニセリストが出回ったりと混乱に。(「朝日」)

- 3 事務局長らが上海市で生徒を違法募集していた疑いで、開設予定の「E日本語学校」(埼玉)を家宅捜査。

学校とは名ばかりで出稼ぎ外国人の隠れみものになっているとして、東京都品川区は「F専門学校」に改善を指示。

こうした流れの中で外交問題にまで発展したのが、'88年の「上海事件」²²⁾である。多額の授業料などを日本語学校に払い込み入学許可証を取得しているにもかかわらず日本入国ビザが取れず、怒った多数の就学希望者が抗議行動に出たものであるが、結局、学習目的のビザ発給を急ぐ・前払いの授業料などの返還援助をする・日本国内の日本語学校に対して指導を行うなど法務省が歩み寄り形で決着した。

こうした一連の悪質な日本語学校の動きに対して、日本学校自体も自主的な規制に乗り出した。まず、'86年には「外国人就学生受入機関協議会」(外就協)が発足した。これは、「日本語教育機関が入国管理局と協力し、健全な就学生受け入れ組織、制度

を作ることを目的として発足、就学生の入国手続きの改善に関する提言、研修会の開催などを主な活動とした²³⁾ものである。さらに翌'87年には、「全国日本語教育機関振興協会」(全日語協)が発足した。外就協には入国管理局＝法務省という後ろ盾があったのに対し、全日語協は、「文部省所管の日本語教育機関・研究機関が、大学進学入学希望者を対象に一定期間以上の全日制の日本語教育を行っている日本語教育機関の充実を図るために設立」したものである。いずれもいわゆる老舗の伝統校が現状に危機意識を抱き、その中心となって設立したものである。

けれども十分にその機能を果たしていたとはいえない部分があった。

外就協会員校は'88年末で200校を越えそれらを合わせると全就学生の70%を抱えているが、ぐるーぷ赤かぶ(1989)によれば、「外就協の会長A氏によれば、外就協は『入国管理局の厳しい審査を経た上で就学生として適当であるとの判断を下されたものの中から、さらに良好な学校として選ばれた』学校によって構成されているとのことである。じつのところ、これは全くウソであり、外就協には文書偽造で警察に摘発された学校やアルバイトの手配師のような学校まで堂々と加盟して」いた²⁴⁾という。さらに同様な指摘は山口(1988)もしており²⁵⁾、「問題なのは、何の根拠も無いのに、外就協加盟校が『優良校』として通っている点だ。(中略)外就協に加盟するとどんなメリットがあるのだろうか。それは入管で、学生の事前審査が通りやすい・ビザの期間更新をしやすいということに尽きるのである。それ以外には、保証人の世話をしてもらえることも挙げられる。」「外就協加盟校でかなり悪質なところがある。(中略)出席簿の改竄・定員のごまかし・入学証明書の濫発・誇大広告・寮の不備など。数を挙げたら、枚挙に暇がない」としてその例を具体的にあげている。外就協に比べて加盟校の少ない全日語協²⁶⁾の場合にはこうした悪質な事件の記録が見当たらないが、就学生の7割を抱える外就協が全体として自浄作用を果たせなかったのは事実である。

そこで、'88年12月に、日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議が「日本語教育施設の運営に関する基準について」をまとめた。これは、文部省・法務省・外務省の後押しを受けたもので、「日本語の学習を主な目的として来日し滞在する外国人を対象に日本語教育を行う教育施設がその目的を達成するために備える必要があると考えられる要件を明らかにし、もってわが国における日本語教育施設の質的水準の向上に資することを目的」(「趣旨」より抜粋)とするものである。以下、この

趣旨に従って、修業期間や授業時数・教員の資格・校舎・設備などについて細かく基準を設けている。前書きでは上海事件にも言及しており、事件がこの基準発表を急がせた様子がうかがわれる。

さらにこの基準に従って日本語学校の審査を行う機関として、'89年5月「日本語教育振興協会」（日振協）が発足、翌'89年2月文部大臣・法務大臣の許可のもとに財団法人化（後に外務省も加わる）、さらに3月には文部省が日本語教育施設審査・証明事業の法人として日振協を認定、ここに、ようやく政府の認定を受けた「お墨付き日本語学校」が明らかにされることとなった。認定は3年ごとに更新する形で行い、'94年10月末までに562施設を認定した²⁷⁾。認定校については、所在地・設置者・学校教育法上の位置づけ・日本語教育開始年月日・設置コース・在籍者数などの情報とともに要覧の形でリスト化され、関係機関に配布されている。基準はその後、'93年に、日本語教育施設を設置しようとする者に対しより厳密な経済的基盤を備えることを義務づけること、及び教育の編成の中心となる「主任教員」の配置を明記するなどの改訂が行われ、さらに'95年10月以降の新設日本語学校に対しては土地・建物の自己所有を求めるなど、日振協はまさに民間日本語学校の番人的な存在となって今日に至っている。

しかしながら、そうした立場にある日振協にあってさえも、問題がなかったわけではない。岡・深田（1995）によると、上海事件の後の'90年7月、「上海市当局は返金問題が解決されていないなどを理由に、17校（後に1校減）の悪質日本語学校に対して入学希望者のパスポートを発給しないという厳しい処分を発表した。（中略）問題はこの17校のうち12校が振興協会の認定校であり、しかも2校は振興協会の『評議員校』であったという事実である。振興協会の余りにもずさんな認定審査と監督不行届に対して非難の声があがった」、さらに「このため、振興協会が作成した『日本語教育施設要覧』の在外公館への配布を外務省が渋り、半年近く遅れるという一幕もあった²⁸⁾という。この時期、発足から1年以上たち、すでに6次、計366施設の認定を終え、日振協は、日本語学校の監督機関として名実ともに社会に認知されていたはずである。

また、そうした象徴的な事件でなく日常的な問題として、日振協の指導力の弱さを指摘する声がある。なるほど、こと日本語学校の設置に関しては日振協は監督的な立

場を果たしてはいるが、一度認定した学校が何らかのトラブルを起こしたときには実質的な指導を行うことはできないというのである。たとえば『月刊日本語』編集部によると、中国人就学生に対して来日以前の授業料をも請求する悪質な日本語学校があるが、それに対して日振協は「日振協は公益法人であるため、調査は行いますが、返還するように強制する権限は持っていません。(中略)学校と学生との問題ですので、授業料を返還するよう指導するのはむずかしい」²⁹⁾としている。また、同編集部は86校に対してアンケート調査を行い、日本語学校が日振協に望むこととして次のようなまとめ³⁰⁾をしている。すなわち、「日本語学校の実態を詳しく知り、学校・教師・学生がいまどんな問題で困っているかを把握し、それらを解決すべく関係各省庁とのパイプ役を果たす、日本語学校の利益を守り、サポートする頼りがいのある団体であってほしい」。こうした声も、日振協が審査・認定機関としてのみ機能していることへの不満の表れといえよう。

さらに、設置の際の審査そのものについても疑問の声がある。前述のように、日振協は、設置しようとする者に対し厳密な経済的基盤を備えることを義務づけその旨審査基準にうたっているのだが、その点について大森(1993)は、「(日振協は)具体的な内容をなす資本金や経営形態については審査の対象としていません。これによる無計画で粗雑な認定業務は、いまだに全国の学校の定員充足率が50%を切るという状態を生み出し、すでに60校を越える廃校を招来させて」³¹⁾いと指摘している。同様な指摘は『月刊日本語』編集部(1993)にもあり、日本語学校廃校に際して生徒の立場をまったく顧みない方策がとられることに対する弁護士のコメントとして、「(そうした方策をとる学校側に問題はあるが)つぶれるような学校を数多く認定する日振協にも責任があります」³²⁾ということを紹介している。本論冒頭、東京新聞の「日本語学校に廃校の嵐」という記事にも、「(金儲けだけの学校ができ)また、そんな学校が簡単に(日振協の)認定を受けた」とある。

しかしながら、そうした課題・問題点を抱えながらも、日振協の誕生は日本語教育行政のいわば歴史的必然であり、日振協なくしては健全な民間の日本語学校の育成はなされないであろうことは前述の'80年代後半の野放図な状態をみれば明らかであったと思われる。当時、日本語学校関係の不祥事に対して、学校経営者とそこで働く教員とを一緒にして考え、「日本語学校は不法就労・不法滞在の温床、日本語教師はそ

のお先棒を担いでいる」³³⁾といったような雰囲気になきにしてもあらずであったが、責められるべきは経営者の見識・体質であり、現場の教師は日々よりよい指導を目指して努力を積んでいた。けれどもあのような状態が続けば、民間の日本語学校は風評通り自己崩壊していったのではないかと思われる。グラフ3および91ページの不法残留者の数を見ると、大学教育を前提とした学習者約4万人に対して、就学、留学ビザを所持する不法残留者は実に3万人である。こうした実態を踏まえて日振協の存在を考える必要があろう。

4. 再編成期

1982 入管法改正 「就学生」・「技術研修生」という身分を認定。

1983 留学生のアルバイト、週20時間まで認める。

1984 「留学生10万人計画」発表。

就学ビザの簡素化、日本語学校の代理申請認める。就学生のアルバイト、週20時間まで認める。

中国残留孤児定着促進センター発足。

1985 帰国子女、1万人越える。

1987 このころから就学生急増。民間の日本語学校開校相次ぐ。風俗産業に従事する「じゃばゆきさん」社会問題化。

1988 不法就労・不法滞在者の摘発相次ぐと同時に、その劣悪な滞在状況が盛んに報道される。また、就学生同士の犯罪報道盛んになされる。「じゃばゆきくん」が「じゃばゆきさん」を上回る。

「上海事件」発生。

1989 6月、天安門事件発生。

1990 入管法改正。

バブル、はじける。

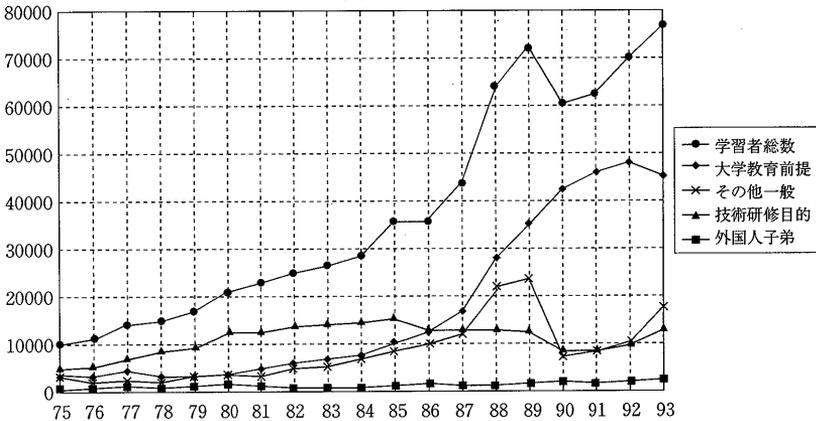
1991 イラン人急増、社会問題化。

1992 日本語指導が必要な児童急増。

1993 ドイモイ政策をとるベトナムに日本語学習熱。

1994 APEC構想具体策、本格的検討開始。オセアニアに日本語を初めとするア

グラフ3 学習者数の推移



ジア語ブーム。

留学生の伸び鈍化。不法残留外国人，はじめての減。技術労働者の入国減。

「日本語学校に廃校の嵐」(東京新聞)

1995 淡路・阪神大震災。地下鉄サリン事件，松本サリン事件など，一連のオーム
真理教事件発生・発覚，社会不安広がる。急激な円高，一時79円台突入。

中国残留婦人の帰国増え，「第2次帰国ラッシュ」

再編成期は，'92年ごろまでのバブル経済と軌を一にするように学習者が増え続け
行政がそれに規制を加えようとする「学習者選抜期」と，同じくバブルがはじけたの
に歩調を合わすように学習者が減ったものの，その一方で従来とは異なる学習者が表
れ出しそれによって日本語教育のあり方も変わっていく「新規学習者出現・増加期」
に分けて考えることができる。

4-1. 学習者選抜期

グラフ3のうち，「大学教育前提」とは，日本語学校に学びながら大学（大学院）
進学を目指す者及びすでに大学・大学院に在籍している者両方を含む。また，「その
他」とは，ビジネスマンや主婦・宣教師・研究者などを指す。

'86年ごろからの学習者の増加は大学教育前提の者に著しいが，これは，'87年ごろ
からの日本語教育を行う大学・大学院の増加及び'86年ごろからの一般教育機関の増

加とほぼ一致する。そして、それに伴って日本語学校に関連するさまざまな違法行為が増加し、それに対して日振協の設立や後述する入管法の改正などという形で管理体制が整えられていくのだが、その検討の前に、まず、'80年代初頭の「留学生10万人計画」前後の行政についてまとめておく。

法務省は、'82年に入管法を改正し、「就学生」という身分を規定した。それまで民間の日本語教育機関で学ぶ外国人は外交官・留学生・観光……などという規定に入らないいわばその他扱いを受けていたのだが、これによって一つの明確な身分認定を受けた。そして、それは同時に、まずは日本語のみを学んでおきそれに続いて大学などで専門を修めるという「就学生→留学生」という道を開いたことをも意味した。さらに、'84年には、それまで就学希望者自身が現地の在外公館にさまざまな書類を集め申請していたのを簡略化し、日本語学校経由で申請することを認めた。加えて、より外国人が滞在しやすいように、留学生は'83年、就学生は'84年、それぞれ週20時間までのアルバイトを認めた。これら一連の動きの裏には「留学生10万人計画」があったのはいうまでもない。

そして、そのような素地のもとに、'88年ごろから、就学生、そして一部就学生による不法就労、日本語学校にまつわる不祥事が急増する。それら急増の背景には、就学生を集めたい日本語学校、労働力不足に悩む中小企業、開放政策で国外に出ることを夢見る中国人青年、身元保証人ブローカーの存在³⁴⁾があった。事情は、'82年就学生と同時に認定された「技術研修生」という身分でも同じであった。産業技術・技能を習得するという目的を離れて、不法就労をする外国人が同様に急増していた。

こうした一連の就学生問題に対して、警察による一般的な取り締まりの他、政府はまず、'90年に日振協が財団化して結実する日本語学校規制という形で対処した。そして次に、同じく'90年の更なる入管法改正で、不法就労先の規制という形を取った。すなわち、「不法就労助長罪」を設け不法就労者を雇用している雇用主を罰する、研修先に研修生を受け入れる際の最低賃金や研修計画の作成を求めるという形で規制を加えた。

その一方で、次のような直接外国人を規制する方策もとられた。

1988 不法就労・不法滞在者の摘発相次ぐ。「じゃぼゆきくん」が「じゃぼゆきさん」を上回る。その一因に、パキスタン・バングラディッシュ・スリランカな

どとのビザ相互免除協定の存在。このため政府は、このころからこれらの国々との協定を次々と破棄。その結果、以降、パキスタン・バングラディシュ人激減。

- 1990 このころから、就学ビザ更新に90%以上の授業出席求めるように。
- 1991 法務省、中国人就学希望者の申請書類の中に偽造卒業証書などが多いため、'91年10月以降の希望者に対して、「卒業事実に係わる公正証書」の添付を義務づけることを通知。
法務省、中国側に照会していた卒業証書に係わる公正証書（約6千件）の真偽につき中国側の回答を発表。福建省では千件以上、上海市などでの数百件が偽造と判明。
- 1992 前年社会問題化したイラン人問題を打開するため、イランとのビザ相互免除協定破棄。
- 1993 日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議（文部省）、「不法就労の隠れみの化防ぐため、50～60時間程度の日本語既習を就学ビザ発給の条件に」と提言。
- 1994 法務省、日本語学校に対し、「中国人不法残留者防ぐため、学費・生活経費支弁者（保証人）などの審査厳格に行う」との通達。九州地区で反発。

こうして見てみると、再編成期の前半は、政府当局が不法入国者・不法残留者を阻止しようとする学習者選抜期であることがわかる。『月刊日本語』編集では、'92年10月時点で「留学生10万人計画」以後を第1期（'83～'86）、第2期（'87～'88）、第3期（'89～'92）に分け、それぞれの主だった就学生を、台湾人、中国人、中国人から韓国人としている³⁵⁾が（グラフ4参照）、最近の就学及び留学ビザ所持の不法残留者数は以下の通りである。（法務省入国管理局調べ）

	就学ビザ所持者	留学ビザ所持者
'91年11月1日	15.145人（内、中国人 12.678人）	
'92年5月1日	16.998人（内、中国人 14.185人）	
'92年11月1日	18.112人（内、中国人 15.094人）	5.124人
'93年5月1日	20.095人（内、中国人 16.773人）	6.484人
'93年11月1日	22.122人（内、中国人 18.810人）	6.497人

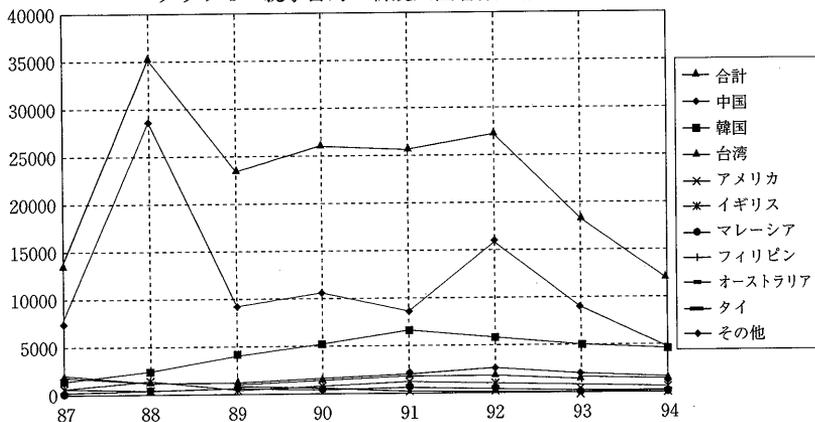
'94年5月1日	23,995人	(内, 中国人 20,567人)	7,659人
'94年11月1日	23,493人	(内, 中国人 20,163人)	7,502人

就学ビザ所持者の不法残留者が全体に占める割合は6～8%，同じく留学ビザ所持者の割合は2%，就学ビザ所持者の不法残留者のうち中国人の割合は85%前後である。さらに、入管によると、'94年11月1日現在、中国人で就学生として入国していながら不法残留の状態になっているものは51%に上るといふ³⁶⁾。ただし、全体として多いのは、タイ、韓国、中国、フィリピン、イラン、マレーシア、ペルー、台湾の順である。

前述のように、4万の大学教育前提の学習者数に対して3万という驚くべき不法残留者数であり（ただし、これは、毎年4万人の内の3万人が不法残留することを意味するのではない。4万人の新規学習者を迎える一方、数年にわたって不法残留している者の内、毎年3万人程度が発覚することを示すものである）、政府当局の学習者選抜施策がどれだけ効を奏しているのか疑問に思えるが、不法残留者の数がこのまま継続あるいは悪化するかどうかは実に微妙である。まず、バブルがはじけて'86年後半から'90年半ばまで続いた平成景気が終焉した後、底を打ったといわれるものの'95年半ばの今日まで明確な景気の好転が見られない。'95年初頭には一時79円台という未曾有の円高を経験した。製造業などにおける海外移転が進行し、産業の空洞化が叫ばれている。毎日新聞³⁷⁾によれば、'94年の技能労働者（金融やコンピュータソフトなど専門的な技術を持つ者）の入国が対'93年比で約2割減っていることが明らかになった。そしてその背景には、さまざまな規制で空洞化が指摘される東京金融市場からの外国の銀行、証券会社の撤収があるという。不法就労の場自体が激減し、またいったん入国して円建ての賃金をもらうならともかく、現状では入国そのものに莫大な資金がかかる。加えて、今年初めに起こった淡路・阪神大震災・一連のオーム真理教事件は、日本の安全神話をつき崩すとともに「病んだ日本」を見せつけた³⁸⁾。これらの影響を受けて、現に、'94年11月には初の不法残留者の減少を見ている。

事情は、日本語学習者の場合にもまったく同様である。学習者数の推移を見ると'90年に急激な減少³⁹⁾を見た後は総数は再び順調に増加しているように見える。しかしながら、小林(1994)によると、'94年の年末で、日振協認定校は399校あるが、その収容定員総数はおよそ63,500人、在籍者総数は同じく31,000人で、定員充足率は49%

グラフ4 就学目的の新規入国者数の推移



であるという。しかも、いずれの学校もこうした充足率だというのではなく、20～30%付近と70～80%付近とで二つのピークを形成しているという。機関数を見ると一般の教育機関で少なくとも'93年までは順調に増加の一途をたどっているように見えるが、こうした実態では、早晩、2～3割の充足率しかない日本語学校は廃校せざるを得まい。

また、読売新聞⁴¹⁾によれば、「留学生10万人計画」自体も頓挫する可能性が極めて高くなり、'94年5月現在で公費・私費合わせた留学生総数は53,787人に上ったものの、伸び率は4年連続して減少、2.6%にとどまり、計画以前の'79年以來の低率となった。国費は7.4%の伸びを見せたが、全体の8割以上を占める私費はわずかに1.8%の伸びである。不況・円高・社会不安をまともに受ける私費留学生の滞在状況を考えると、この数字はさらに今後も悪化することが十二分に考えられる。公費・私費ともに、寮など経済的負担の少ない宿泊施設を用意する、さまざまな奨学金を提供する、他の先進国なみに母国にいながら進学先が決められるようにする⁴²⁾など、具体的な留学生救済対策を早急に本腰になって講ずる必要があろう。

4-2. 新規学習者出現・増加期

以上のように冷え込んでいる日本語教育であるが、その一方で'90年代中期になった今日、従来とは異なる学習者が出現しましたそれによって日本語教育のありようが変

化してきたのも事実である。

まず、新しい学習者としては児童があげられる。文部省「平成5年度日本語教育が必要な外国人児童・生徒の受入れ状況等に関する調査」の結果によると、平成5年9月1日現在、公立小・中学校に就学する外国人児童・生徒は、小学校で2.611校・7.569人、中学校で1.094校・2.881人に達するという。しかも、その母語は、ポルトガル語38.8%、中国語30.3%、スペイン語12.9%だという。こうした背景には、'90年の入管法改正で、日系人対象に就労資格つきで家族の同伴も認められる「日本人配偶者等」や「定住」という有利な在留資格を作ったことがある。

しかしながら、児童の母語になじみがなかったり在日期間がまちまちなこともあり受け入れ学校は対応に苦慮している。文部省はこうした事態を受けて、'92年、小学校高学年用の日本語学習教材「にほんごをまなぼう」（ぎょうせい）及び'93年「日本語を学ぼう2」（同）を作成した。また、アルク出版『月刊日本語』では、'93年1月に「日本語が必要な子どもたち」という特集を組んで、その児童対象の日本語教育の取り組み実践例などをあげている。

さらに新しい学習者としてあげられるのは、中国残留婦人である。

中国残留孤児については'81年から訪日調査が始まっているが、訪日人数も激減しておりその判明率も最近は10%前後である⁴³⁾。けれども、中国帰国者定住促進センターの機関誌『同声・同気2号』⁴⁴⁾によると、'95年、「孤児等中国残留邦人の帰国・受け入れの歴史は今また大きな転換期〈第二の帰国ラッシュ〉をむかえ（中略）、残留婦人とその同伴家族の大量帰国を想定」しているという。

加えて、国際結婚の急激な増加がある。

戦後の日本人の国際結婚は高度成長の終わりごろ'75年ごろから農村の嫁不足解消という形で一部であったが、'89年ごろから急増し、厚生省人口動態統計によると、65年には日本人と外国人との婚姻率は0.4%だったものが、'89年には3.2%、'93年には3.3%に達している。100組に3組という高い率である。また、最近の特徴として、日本人男性とアジア人の女性との婚姻が目立っている。'93年の統計では、最も多いのはフィリピンの31.8%、次いで中国23.3%、さらに韓国25.2%、タイ9.6%、ブラジル3.1%と続く。もちろんこうした背景には'80年代後半の急激な外国人流入がある。それはたしかに不法就労などの問題を生みはしたが、その一方で日本社会にしっかり

と根を下ろす外国人を数多く生み出したことも事実である。

こうした流れを受けて、日本語教育のあり方も変わりつつある。すなわち、外国人児童にしろ残留婦人にしろ、また日本人の配偶者及びその子弟にしろ、従来は日本語教育施設がその日本語学習の受け入れ先であった。それは今でも変わりが無いが、それと別にあるいはそれと平行する形で、地域がその受け皿となるケースが増えつつある。そうした活動は、ボランティアによる日本語指導という形で具体化している。たとえば、『東京ボランティア日本語教室ガイド』（東京ボランティアネットワーク）、『草の根日本語教育事例集』（笹川平和財団）、『ひろがる日本語教育ネットワーク最新事例集』（日本語教育学会）には、日本語指導を行うボランティア団体名やその具体的な活動例が紹介してある。また、『月刊日本語』でも、'94年11・12月号や'94年4月『アルク地球人ムック 入門日本語の教え方』などで特集を組んでいる。それらには、学習者の生活実態に合わせたさまざまな指導形態が報告されている。

ともすれば日本語教育の専門家は日本語教育の枠組みの中でのみ指導をとらえ「初めに日本語学校・日本語学習ありき」と考えがちであるが、こうした事例には、そうした従来のとらえ方とは異なる取り組みの様子がうかがわれる。すなわち、ボランティア活動のもとに集まる学習者にしてみれば、日本語学習というのは生活の一部でしかありえず、他に家庭・職場などにおける長い時間をかける活動の場を持っている。そこで、まず、そうした現実を受け入れ、その中で日本語学習の時間を各自実状にあわせた形で持とうという姿勢が学習者にもボランティア側にもうかがわれるのである。それは今までの日本語教育の修正というよりも、外国人が地域住民として日本社会に溶け込む際のたとえば社会学・心理学などをも視野に入れた日本語指導の発展的後退ともいえるべき現象といえる。

またもう一つそうした活動に顕著なのは、自分たちの活動で完結しようとするのではなく、自らの限界を見極めそして同じ立場の者同士が連携を持とうという姿勢である。国語研究所が'93年度より日本語教員の多様性・自律性を重視し夏期研修を取りやめ「相互研修ネットワーク」方式の研修に切り替えたが、それと同じような形をこうしたボランティア活動が持っている。こうした姿勢も従来の日本語教育が持っていなかったものである。

終わりに

今回は国内の状況に絞ったが、現在そして今後、日本語教育が求められる場は国際交流基金の調査が示す海外である。公私さまざまな交流プログラムの成果で、今、日本語教育の現地化が急速に進んでいる。加えて、昨今アジア地域の経済発展が著しいが、APEC（アジア太平洋経済協力会議）はアジア地域の経済ブロック化を目指し、域内貿易自由化の目標年として先進国西暦2010年、途上国同じく2020年の合意を行った。EAEC（東アジア経済協議体）との軋轢など今後の課題もあるが、こうした構想が具体化すれば域内の日本語教育はいっそう重要性を増そう。さらに、APEC提唱者のオーストラリア、外貨投資の受け入れを重要な柱とするドイモイ（刷新）政策をとるベトナムなどでは日本国内では考えられないほどの日本語学習熱が現にある。'90年ごろのブームは去ったかといわれれば機関数・学習者数ともにイエスといわざるを得ないが、国内においては爛熟をすぎてあるべき姿に戻ったというべきであろうし、海外においてはむしろいよいよ本格的な盛り上がりを見せつつあるというのが実際のところではないかと思う。

参考文献

- アルク出版 1990『日本語教育年鑑 1990年版』
 文化庁文化部国語課 1988『国内の日本語教育機関の概要』
 1990『平成2年度国内の外国人に対する日本語教育の概要』
 1994『平成5年度国内の外国人に対する日本語教育の概要（速報）』
 江橋 崇 1992『外国人労働者と日本』岩波ブックレットNo.280
 古森義久 1994『病んだ日本』みせつけたサリン事件』
 『週刊文春』'94年4月6日号 文芸春秋社
 言語文化研究所付属東京日本語学校 1989『開校40周年記念 東京日本語学校の歩み』
 『月刊日本語』編集部 1990「日本語教育界の動き せっかく作った『要覧』」
 『月刊日本語』'90年8月
 1992「年表 日本語学校をめぐる動き 1983-1992」
 「日本語学校は訴える」『月刊日本語』'92年10月
 1993「日本語教育界ニュース」『月刊日本語』'93年8月

1994「日本語教育界ニュース」『月刊日本語』'94年1月

1995「検証『留学生受け入れ10万人計画』『21世紀への留学生政策懇談会』元座長 川野重任氏にきく」

『月刊日本語』'94年4月

ぐるーぷ赤かぶ 1989『あぶない日本語学校』新泉社

石坂和夫 1994『国際理解教育事典』

小林悦夫 1990「迷走する日本語教育振興協会」『月刊日本語』'92年10月アルク出版

国際交流基金日本語国際センター 1995『海外の日本語教育の現状 日本語教育機関調査 1993』

丸山敬介 1990「日本語教育各分野の回顧と展望(20) 民間における日本語教員養成」

『日本語教育年鑑1990年版』アルク出版

日本語教育学会 1992『日本語教育の概観 一稿本一』

1995『日本語教育の概観』

1995『ひろがる日本語教育ネットワーク最新事例集』

日本語教育振興協会 1994『日本語教育施設要覧』

日本経済新聞 1995年2月8日 朝刊

岡益巳, 深田博己 1995『中国人留学生と日本』白帝社

大森伸樹 1993「教師のやさしい労働相談 ⑨廃校(その2)」

『月刊日本語』'93年6月号 アルク出版

日本語教育プログラム専門家委員会 1994『草の根の日本語教育事例集』笹川財団

『週刊エコノミスト』編集部 1995『図説日本経済 1995』

総務庁行政監察局 1993『留学生10万人を目指して 留学生受入対策の現状と課題』

田中 望 1992「上級レベルの試験を作り教師の画一化を防ぐ——検定試験のあり方を考える」『月刊日本語』'92年6月号 アルク出版

東京日本語ボランティアネットワーク 1994『東京日本語ボランティア日本語教室ガイド』

山口令子 1988「醜聞ふきだす日本語学校」『文芸春秋』'88年12月号 文芸春秋社

湯沢雅彦 1995『図説 家族問題の現在』日本放送出版協会

注

- 1) 国際交流基金日本語国際センター編 1995『海外の日本語教育の現状 日本語教育機関調査・1993』
- 2) 同上, 13
- 3) 文化庁文化語課 1994『平成5年度国内の外国人に対する日本語教育の概要(速報)』6

- 4) 論文としては、本名信行「言語政策と社会統合モデル—アメリカの2言語使用教育と英語公用語化運動を中心として」など
- 5) 論文としては、野本菊雄「日本語教員検定制度」など
- 6) 「検証『留学生10万人計画』『21世紀への留学生政策懇談会』元座長、川野重任にきく」アルク出版『月刊日本語』'95年4月号 20-21。また、当時の各国の留学生受入数は、アメリカ311,882人、イギリス52,899人、西ドイツ57,421人、フランス119,336人であった(同上)。
- 7) 留学生数の伸びは一応順調といえるが、それも円高や不況の影響を受け鈍化傾向にあり、「'94年の伸び率は政府が'83年の『留学生受け入れ10万人計画』策定以降、最低。2000年の留学生数を十万人にしようという同計画の達成には『今後毎年10%の伸びが必要』(文部省)で、計画達成は困難になった」(日本経済新聞'95年2月8日)との見通しがある。後述。
- 8) ちなみに、「日本語教員の養成等について」では現状認識として'83年の数字をあげているが、それによると、国内の学習者数12,200人、教員2,200人である。
- 9) 文化庁1990『平成2年度国内の日本語教育機関の概要』によると、'90年における学部主専攻設置大学は、国立8、私立14、同じく副専攻設置大学は、国立6、私立26となっている。同報告書では、「昭和63(1988)年前後に教員養成課程等を開設した大学が多い。特に私立大学においてそれが顕著である」としている。
- 10) 大学副専攻に相当する420時間を満たす代表的な養成講座である、言語文化研究所付属東京日本語学校のプログラム開講は'86年10月、同じく国際教育振興会のプログラム開講は'86年4月、さらに津田塾会、ラボ国際交流センターのプログラム開講はそれぞれ'85年9月、'87年5月である。これらの内、最初の2プログラムは'94年春に募集を停止し、実質的に閉講した。この前後あたりから、民間の養成講座は日本語教育能力検定試験「受験対策」講座化していく。

2プログラム閉講の直接的な理由は受講希望者の減少にあるが、そもそも、副専攻相当として420時間を設定すること自体に問題があったのではないかと思われる。すなわち、一般に民間の養成機関で420時間のプログラムを設けようとするとならば、通常2年・週2日・70万円前後のものになるが、そうした負担の大きい講座は、受講生のほとんどを占める一般成人には受け入れにくいのではないかと思われる。「大学副専攻26単位＝民間講座420時間」というのは「日本語教員の養成等について」でうたわれたものであるが、民間教育機関の伝統と実績さらにその機動性を踏まえた独自の領域及びその教育時間を設定すべきでないか考えられる。

『月刊日本語』編集部 1994 「日本語教育界ニュース」アルク出版『月刊日本語』'94年1月号 75

- 11) 田中 望 1992「上級レベルの試験を作り教師の画一化を防ぐ——検定試験の

あり方を考える」アルク出版『月刊日本語』'92年6月号 20-21

- 12) アルク出版『月刊日本語』'92年6月号 17, 19所収。次のアンケートは、同、29-32。
- 13) 文化庁文化部国語課『平成5年度国内の外国人に対する日本語教育の概要（速報）』6。
- 14) 同上、4。
- 15) 文化庁文化部国語課 1988『国内の日本語教育機関の概要』, 1990『平成2年度国内日本語教育機関の概要』, 1994『平成5年度国内の外国人に対する日本語教育の概要（速報）』の統計資料をもとに、丸山がグラフを作成。以下、「グラフ2 日本語教育機関数の推移」「グラフ3 日本語学習者数の推移」も同じ。
- 16) 丸山敬介 1990「日本語教育各分野の回顧と展望²⁰ 民間における教員養成」アルク出版『日本語教育年鑑 1990年版』
- 17) ちなみに、日本語教育振興協会 1994『日本語教育施設要覧』によると、'94年には37の私立大学で「留学生別科」を設けている。これに対して国立大学は、基本的に'90年以降毎年3校のペースで「留学生センター」が設置され、'93年までに12のセンターが設けられている。（総務庁行政監察局 1993『留学生10万人を目指して』54）
- 18) アルク出版編集部 1990「日本語教育関連日誌'88/4～'89/3」アルク出版『日本語教育年鑑 1990年版』
- 19) 同上。
- 20) 前掲、アルク出版『日本語教育年鑑 1990年版』「日本語教育関連日誌'88/4～'89/3」によると、当時「日本語学校の設立・運営には法的規制がなく、法務省では各種学校の設置基準に準じて『適格校』『不適格校』の判断を下してきた。（中略）不適格校になると、ビザの発行が認められなくなり就学生の新たな受け入れができなくなる」。
- 21) 次項²²)参照。
- 22) 「上海事件」

以下、岡・深田 1995『中国人留学生と日本』52-53及び、アルク出版編集部 1992「年表 日本語学校をめぐる動き1983-1992」アルク出版『月刊日本語』'92年10月号をもとに丸山が記述。

中国上海市で、就学希望者がビザの早期発給・入学金返金などを求めて多くの若者が日本領事館に押し掛け座り込むなど抗議行動に出た事件。当時、日本語学校に設置基準などがないのをよいことに、日本語学校が乱立、日中双方のプロカーが跋扈していた。そこで、法務省は'88年10月、中国人就学生の日本での保証人に預金残高・実印などの証明を要求する通達を日本語学校に出した。このた

- め、従来3ヶ月で出ていたビザが6ヶ月経っても発給されず、不安に思った日本語学校入学希望者が抗議行動に出、外交問題に発展した。当時上海政府からパスポートを発給されていた者3万5千人、上海市と日本語学校で返金交渉の対象になった入学金・授業料は2千人分・2億8百万円にも上った。また、日本国内では、法務省が定員の2倍以上の許可証を出していた23校を、実質的な廃校処分である「不適格校」と認定するなどした。
- 23) 前記、アルク出版編集部 1992「年表 日本語学校をめぐる動き1983-1992」4-5。全日語協に関する引用も同じ。
- 24) ぐるーぷ赤かぶ 1989『あぶない日本語学校 アジアからの就学生』37
- 25) 山口令子 1988「醜聞ふきだす日本語学校」319-321 『文芸春秋』'88年12月号 文芸春秋社
- 26) 設置の容易な一般の日本語学校と違い、全日語協はもともと専修・専門学校、大学別科など学校教育法による認可校が対象のため加盟校が少なく、発足当時外就協が109を数えたのに対し、全日語協は33にとどまっている。
- 27) 日本語振興協会 1994『日本語教育施設要覧』3
- 28) この辺りのいきさつについては『月刊日本語』'90年8月号に詳しく、そこでは「(要覧の配布に難色を示しているのは) 要覧の中には海外に紹介するのに適切でない教育機関が含まれているから」との外務省関係者の談話を載せている。アルク出版『月刊日本語』'90年8月号 39
- 29) アルク出版 『月刊日本語』'92年10月号 17
- 30) 『月刊日本語』編集部 1992「日本語学校は訴える」アルク出版『月刊日本語』'92年10月号 18-19
- 31) 大森伸樹 1992「教師のやさしい労働相談 ⑨廃校(その2)」アルク出版『月刊日本語』'93年6月号 53
- 32) 『月刊日本語』編集部 1993「日本語教育界ニュース」アルク出版『月刊日本語』'93年8月号 64
- 33) 「日本語学校の将来」アルク出版『月刊日本語』'92年10月号 24、「日本語ブームの軌跡」同、'94年11月号 10などにこうした記述がある。
- 34) アルク出版『日本語教育年鑑1990年版』96
- 35) 「日本語学校の将来」アルク出版『月刊日本語』'92年10月号 24-26
- 36) 『日本語教育振興協会ニュース 33号』24
- 37) 毎日新聞 '94年11月20日 朝刊
- 38) オーム真理教に関しては、古森義久が「『病んだ日本』を米国にみせつけたサリン事件」と題して、『週刊文春』'95年4月6日号にレポートを載せている。また、'95年7月10日の朝日新聞夕刊には「日本語学校に円高の逆風 震災・サリ

ンも追打ち」との見出しで、日本語学校の廃校が相次ぎ、'91年度末463校だったものが'94年度末には365校に減り、さらに減る傾向にある、との報告がある。

- 39) この減少は、主に日中両政府の出国・入国の管理徹底によるもの。アルク出版編集部によると、就学生は'88年から'89年にかけて35,107人→18,183人と一気に減少したが、その内の中国人は28,256人→9,143人と激減している。『月刊日本語』編集部「日本語学校は今」アルク出版『月刊日本語』'92年10月号 3
- 40) 法務省入国管理局の資料をもとに、丸山がグラフ化。
- 41) 読売新聞 '95年2月8日 朝刊
- 42) 本来はこのような形が進学希望者には望ましいのであるが、もしこのような現地教育化・現地決定化が進めば、国内の日本語学校の大半はその存続に関わる大打撃を受けることになろう。純粋に経営的にみれば、90ページの'82年の入管法改正にあるように、「就学生→留学生」というルートが存在が、民間の日本語学校にはほとんど必須・不可決といってよかろう。こうした不安については、国語研究所『相互研修ネットワークニュース No 26』（'95年7月1日発行）に「日本語学校の現状」として述べられている。
- 43) 朝日新聞 '92年11月23日 朝刊
- 44) 中国帰国者定住促進センター教務課講師会 1995『同声・同気2号』